

奄美市「食」の自立支援事業委託業務 仕様書

○ 事業実施体制

- ・ 配食事業は、原則、昼食と夕食の1日2食、月曜日から土曜日まで行える体制とすること。
年末年始、日曜日も配達が行えることが望ましい。
- ・ 利用者個々の配食数、曜日は、奄美市が決定します。

○ 配食担当地区

- ・ 佐大熊町、小浜町の全域、及び井根町、伊津部町、幸町、港町の一部
上記地区の利用者 40人程度

※利用者が増減する可能性があります。

○ 献立

- ・ 事業所に1人以上の管理栄養士又は栄養士（以下「栄養士等」という。）
を配置し、献立の作成を担うこと。
ただし、事業所に栄養士等を配置しない場合にあっては、献立の作成を栄
養士等の所属する事業所に委託することなどで、栄養士等の配置に替える
ことができるものとする。
- ・ 献立の作成に当たっては、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業
の栄養管理に関するガイドライン」（平成29年3月厚生労働省健康局）を
参考に、主食、主菜、副菜（汁物を含む。）の揃った栄養バランスに配慮し
たものとすること。
- ・ 利用者には、献立を配布すること。

○ 調理

- ・ 高齢者の咀しゃく力の低下及び消化吸収能力の低下を考慮し、食形態を利
用者の要望に沿って、米飯等の主食を「ふつう、やわらかめ」等、主菜・副
菜等を「ふつう、きざみ」等の介護食に対応すること。
- ・ 利用者の健康状態に応じて、カロリー、塩分、糖質の制限等に対応するこ
と。
- ・ 業務責任者は検食を行い、結果を日誌（簿）に記録すること。検食におい

て異常を確認した場合は、配食を中止し、速やかに代替食を確保すること。

- ・ 事業者は、保健所等の監督官庁の指導を遵守し、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考に、衛生規則及び手順を定め、集団給食としての衛生管理を徹底し、食中毒の予防に万全を期すこと。
- ・ 食材料は安全なものを使用し、季節の食材や地元の食材を用いるよう努めること。

○ 配食

- ・ 配食は、原則として昼食及び夕食の 1 日 2 食とする。昼食はおおむね午前 10 時から 12 時までの間、夕食はおおむね午後 3 時から 5 時までの間に、利用者とあらかじめ確認した受渡し方法により行うこと。
- ・ 弁当の配達は、温度管理、衛生管理を徹底し、調理後おおむね 2 時間以内に終えること。
- ・ 弁当容器は丁寧に取り扱い、運搬時において内容物の漏れ出しがないように注意すること。
- ・ 安全に配慮し、交通法規を遵守すること。また、事故等により配達が困難となったときの代替措置を整えておくこと。
- ・ 台風、地震等により配達が困難なときは、事業者が速やかに判断し、利用者等への連絡等の対応を事業者が行うこと。

○ 安否確認

- ・ 配達員は、弁当の配達時に利用者への声掛けを行い、必ず安否確認を行うこと。また、可能な範囲で日常会話に心がけ、利用者の健康状態等の変化に留意すること。
- ・ 配食時に利用者が不在（所在が判明している場合を除く。）又は緊急時の場合は、あらかじめ登録された緊急連絡先に伝えるとともに、関係機関への連絡等必要な措置を講ずること。
- ・ 利用者に連絡がつかないときや緊急連絡先等に連絡をしても安否が確認できなかったときは、速やかに市に報告すること。
- ・ 配達員は安否確認を行い、結果を日誌（簿）に記録すること。

○ 容器の回収

- ・ 容器（付隨する不用品を含む。）の回収については、次回の配食時に行うこと。なお、使い捨て容器を利用する場合を除く。

○ 負担金の徴収

- ・ 事業者は、利用者負担金を利用者から徴収すること。
利用者から徴収した負担金は事業者の収入とすること。
※負担金は、事業者収入 960 円に含まれます。

○ 容器の取扱い等

- ・ 容器は、利用者へ温かく美味しい食事が届けられるよう保温・保冷機能を備え、運搬時において内容物の漏れ出し等のおそれの少ない専用容器を使用に努めること。なお、使い捨て容器等で安全性を確保できる場合は、使い捨て容器の使用も可とする。
- ・ 容器の利用及び保管に当たっては、衛生管理を徹底すること
- ・ 弁当容器の購入及び補充費用については、事業者において負担すること。

○ 利用の登録及び変更等

- ・ 新規の利用申請の受理及び承認は、市が行い、事業者に通知する。
- ・ 事業者は、サービス開始前に利用者宅を訪問し、配食メニュー、食形態の希望及び料金支払い方法等、サービスの円滑な実施に必要な事項を確認すること。

○ 委託料の支払い

- ・ 事業者は、毎月、配食の実績と安否確認の記録を市に提出すること。
- ・ 市は、事業者から提出された実績に応じて、委託料を支払うこととする。
※委託料は、事業者収入 960 円一利用者負担金になります。